



平成30年 5月15日

各 位

会 社 名 株式会社みんなのウェディング
代表者名 代表取締役社長兼CEO 石渡 進介
(コード番号：3685 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレート領域統括 新井 普之
プロデューサー
(TEL. 03-6264-2323)

臨時株主総会の開催及び臨時株主総会招集のための基準日設定
並びに定款一部変更、資本金の額及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、平成30年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の開催及び本臨時株主総会招集のための基準日設定並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたのでお知らせいたします。これらは、本日別途開示いたしました「株式会社オウチーノと株式会社みんなのウェディングとの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」にて公表いたしました共同株式移転による共同持株会社設立（以下、「本株式移転」といいます。）に伴うものであります。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

平成30年7月12日（木曜日）に開催予定の本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成30年5月31日（木曜日）を基準日として定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成30年5月31日（木曜日）
- (2) 公告日 平成30年5月16日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.mwed.co.jp>

2. 本臨時株主総会の付議議案等について

- (1) 開催日時
平成30年7月12日（木曜日）午前10時
- (2) 開催場所
東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー4階
トラストシティ カンファレンス・京橋
- (3) 付議議案
 - 第1号議案 株式会社オウチーノとの株式移転計画承認の件
詳細につきましては、本日付の「株式会社オウチーノと株式会社みんなのウェディングとの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」をご参照ください。
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

3. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第12条（基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転の承認に関する議案が承認され、かつ平成30年10月1日（月曜日）をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定

はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条を削除するとともに、現行定款第13条以下の条数を繰り上げるものであります（かかる定款の一部変更を、以下「本定款変更」といいます。）。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案（株式会社オウチーノとの株式移転計画承認の件）が原案どおりに承認されること、並びに平成30年9月30日（日曜日）の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成30年9月30日（日曜日）にその効力を生じるものといたします。

（2）定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第11条（条文省略）	第1条～第11条（現行どおり）
（基準日） 第12条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	（削除）
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日を決め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。	（削除）
第13条～第47条（条文省略）	第12条～第46条（現行どおり）

（3）定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年7月12日（木曜日）（予定）
定款変更の効力発生日 平成30年9月30日（日曜日）（予定）

4. 資本金の額及び資本準備金の額の減少について

（1）資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

本日別途開示いたしました「株式会社オウチーノと株式会社みんなのウェディングとの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は平成30年10月1日付をもって株式会社くふうカンパニー（共同持株会社）の完全子会社となり、その後の当社の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

（2）資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本金の額及び資本準備金の額

資本金1,460,632,400円のうち1,410,632,400円を減少し、50,000,000円とします。

資本準備金1,448,309,682円のうち1,398,309,682円を減少し、50,000,000円とします。

ただし、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合には、減資後の資本金の額及び資本準備金の額は変動する可能性があります。

②資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

（3）資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

①取締役会決議 平成30年5月15日（火曜日）
②臨時株主総会決議 平成30年7月12日（木曜日）（予定）

- ③債権者異議申述最終期日 平成30年8月13日（月曜日）（予定）
④効力発生日 平成30年9月30日（日曜日）（予定）

(4) 今後の見通し

資本金の額及び資本準備金の額の減少は、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、本件が業績に与える影響は軽微であります。

以上